

入札説明書

- 入札説明書本文
- 添付図書
 - 別添1 仕様書
 - 別添2 貸借借契約書(案)
 - 別添3 質問書
 - 別添4 入札(契約)保証金について
 - 別添5 入札参加資格審査申請書作成要領
 - 様式1 入札参加資格審査申請書
 - 様式2 仕様確認書
 - 様式3 納入実績表
 - 様式4 入札書
 - 様式5 委任状
 - 様式6 見積書

愛媛県

入札説明書

この入札説明書は、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号。以下「会計規則」という。）及び本件調達に係る入札公告において定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加資格者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

マークシートリーダー、ソフトウェア及びパーソナルコンピュータに係る賃貸借契約

(2) 調達物品及び数量

マークシートリーダー	1台
ソフトウェア	1本
パーソナルコンピュータ（ノート型）	1台

（使用にあたり必要な運搬、搬入、設置、設定、調整、説明、保守等一式を含む。）

(3) 調達物品の内容等

別添1「仕様書」による。

(4) 借入期間

令和7年5月1日から令和12年4月30日まで

(5) 借入場所

別添1「仕様書」による。

(6) 入札方法

入札金額は、賃貸借料の月額を見積もるものとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加に必要な資格

知事の審査を受け、令和5～7年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当する者。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

(3) 借入物品に係る保守及び点検、修理その他アフターサービスを借入期間中、円滑に実施できる者であること。

3 入札参加資格の確認

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書（様式1。以下「申請書」という。）を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けること。

(2) 申請書は、直接提出すること。

(3) 入札参加資格の確認の結果は、申請書を提出した者（以下「申請者」という。）に対して、入札期日の前日までに、書面により通知する。

(4) 申請書の作成

ア 別添5「入札参加資格審査申請書作成要領」に準拠して作成すること。

イ 別添1「仕様書」に示す仕様条件を満たしていることを示すこと。

ウ 様式3「納入実績表」に、納入実績を示すこと。

エ 上記アからウの条件を満たさない場合は、入札参加を認めない。

(5) 申請書の受付

ア 受付期間

令和7年3月7日（金）午後5時15分まで

イ 受付場所

愛媛県人事委員会事務局採用給与課

〒790-0012 愛媛県松山市湊町四丁目4番地1伊予鉄本社ビル2階

電話番号 089-912-2826

- (6) 製造の請負等に係る競争入札参加資格を有しない者は、製造の請負等に係る競争入札参加資格審査申請書（以下「製造の請負等申請書」という。）を知事に提出し、入札日までに資格を取得すること。

製造の請負等申請書の提出先

愛媛県出納局会計課用品調達係

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4-2

電話番号 089-912-2156

(7) その他

ア 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 提出された申請書は返却しない。

ウ 申請書について説明を求められた場合は、それに応じること。

4 入札日時及び場所

(1) 入札日時

令和7年3月14日（金）午前11時

開札は、即時開札とする。

(2) 入札場所

伊予鉄本社ビル5階 会議室

5 仕様書等に係る照会先

質問等がある場合は、原則として別添3「質問書」を電子メールにて提出することにより受け付け、数日中に回答する。なお、件名は、「マークシートリーダー、ソフトウェア及びパーソナルコンピュータの賃貸借契約に関する照会」とすること。

メールアドレス：jinjisaiyou@pref.ehime.lg.jp

照会期限：令和7年3月6日（木）午後5時15分

担当部署：愛媛県人事委員会事務局採用給与課

住所：愛媛県松山市湊町四丁目4番地1伊予鉄本社ビル2階（〒790-0012）

電話：089-912-2826

6 入札手続に関する注意事項

- (1) 入札参加資格者又はその代理人は、入札説明書、仕様書、別添契約書（案）、会計規則等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、別記中3に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- (2) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。

- (3) 入札参加資格者又はその代理人は、その提出した書類の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

- (4) 入札参加資格者又はその代理人は、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を入札書の提出に先立って提出しなければならない。

- (5) 入札参加資格者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるとき、又は天災その他必要と認められるときは、当該入

札を延期し、又はこれを廃止することがある。この場合において入札執行者は入札者の損害に対する責を負わないものとする。

- (6) 入札金額は、供給物品の本体価格のほか、運搬、搬入、設置、設定、調整、説明、保守等、一切の諸経費を含めた月額借入額を見積もるものとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（入札者が見積もる契約金額）をもって落札価格とするので、入札参加資格者又はその代理人は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 入札参加資格者又はその代理人は、仕様書等に記載の調達に関する諸条件を十分考慮して入札金額を見積もるものとする。
- (8) 入札参加資格者は、開札に立ち会うことができる。入札参加資格者が、開札の立会いを希望しないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立会わせてこれを行う。
- (9) 入札会場には、入札参加資格者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び（8）の立会職員以外の者は入室することができない。
- (10) 入札参加資格者又はその代理人は、開札時刻後においては入札会場に入場できない。また、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札会場を退場することはできない。
- (11) 入札参加資格者又はその代理人は、入札会場に入場しようとするときは、入札関係職員に入札参加資格審査結果通知書（以下「審査結果通知書」という。）又はその写しを提示することとし、代理人にあつては入札権限に関する委任状（様式5）を提出しなければならない。
- (12) 入札会場において、次の各号の一に該当する者は、当該入札会場から退去させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は、不正な利益を得るための連合をした者
- (13) 入札参加資格者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札参加資格者の代理人となることはできない。
- (14) 開札をした場合において、入札参加資格者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限範囲内の価格での入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、入札参加資格者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちに、その他の場合にあつては別に定める日時において入札をする。

<注意点>

- (1) 入札参加資格者又はその代理人は、別紙様式による入札書を封入、割印のうえ、直接提出しなければならない。
- (2) 入札参加資格者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。この場合、愛媛県があらかじめ用意した入札書（様式4）を使用することができる。
 - ア 供給物品名
 - イ 入札金額
 - ウ 入札参加資格者本人の住所、氏名（法人の場合は、名称又は商号及び代表者の職氏名。以下同じ。）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）
 - エ 代理人が入札する場合は、入札参加資格者本人の住所、氏名及び代理人であることの表示、当該代理人の氏名及び押印。
- (3) 入札参加資格者又はその代理人は、書類の文字及び印影を、明瞭で、かつ消滅しないもので記載すること。
- (4) 入札参加資格者の代理人は、委任状に、入札の際に代理人が使用する印鑑を押印すること。
- (5) 入札参加資格者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印をしておかなければならない。ただし、金額部分の訂正は認めない。

7 入札保証金

- (1) 入札に際しては、入札者が見積もる契約金額を年額に換算した額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。
ただし、「入札（契約）保証金免除申請書」を提出し、免除の決定を受けた者は、これを免除する。
(別添4「入札（契約）保証金について」を参照)
- (2) 入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、愛媛県に帰属する。
- (3) 入札保証金に係る取扱いについては、会計規則の規定による。

8 無効の入札書

次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。

- (1) 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 供給物品名及び入札金額のない入札書
- (3) 入札参加資格者本人の氏名及び押印のない、又は判然としない入札書
- (4) 代理人が入札する場合は、入札参加資格者本人の氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書（入札参加者本人の氏名又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理であることが委任状その他で確認されたものを除く）
- (5) 供給物品等の名称に重大な誤りのある入札書
- (6) 入札金額の記載が不明瞭な入札書
- (7) 入札金額を訂正した入札書
- (8) 納付した入札保証金の額が入札者が見積もる契約金額を年額に換算した額の100分の5に達しない場合の当該入札書
- (9) 入札公告等において示した入札書の受領期限までに到着しなかった入札書
- (10) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (11) 数回にわたり反復して行う入札において、前回の最低入札金額以上の入札をしたとき
- (12) その他、入札に関する条件及び運用基準に違反した入札書

9 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限範囲内の最低価格でもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あった場合は、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定するものとする。くじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (3) 落札者を決定したときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に通知するものとする。
- (4) 入札参加資格者及びその代理人は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退できる。入札を辞退するときは、その旨を入札辞退書又はその旨を明記した入札書を、入札執行者に直接提出することにより、申し出るものとする。また、再度の入札において、当初辞退した入札参加資格者及びその代理人は、以降の入札には参加できない。
- (5) 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしなないときは、落札の決定を取り消すものとする。ただし、契約の相手方から書面により契約締結期限の延期の申し出があったときは、契約の履行に支障のない範囲でこれを延期することがある。

10 契約保証金

- (1) 契約保証金は契約金額を年額に換算した額の10分の1以上の額とする。
ただし、「入札（契約）保証金免除申請書」を提出し、免除の決定を受けた者は、これを免除する。
(別添4「入札（契約）保証金について」を参照)

(2) (1) に定めるもののほか、契約保証金に係る取扱いについては、会計規則の規定による。

11 契約書の作成

(1) 競争入札を執行し契約の相手方が決定したときは、決定した日から5日以内（土日、祝日は含まない。）に契約書を取り交わすものとする。

(2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

12 契約条項

別添2「貸借契約書（案）」のとおり。

13 その他の事項

(1) 入札参加資格者又はその代理人が、本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加資格者又はその代理人が負担するものとする。

(2) 当該入札は、令和7年度予算を審議する愛媛県議会において、当該予算の成立を条件として実施するものである。